

国語分科会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 国語分野：国語課題小委員会について

平成 30 年度より、「公用文作成の要領」の見直し及び「常用漢字表」について審議を行い、令和 3 年 3 月 12 日の国語分科会にて「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」（参考資料 1）及び「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」（参考資料 2）を取りまとめた。

○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

「日本語教育の参照枠」の策定に向けて、令和元年度に引き続き、「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」の審議を行うこととし、小委員会の下に「日本語能力の判定基準等」に関するワーキンググループを設置し検討を行った。令和 2 年 11 月 20 日の国語分科会にて「日本語教育の参照枠」一次報告（参考資料 3）、令和 3 年 3 月 12 日の国語分科会にて「日本語教育の参照枠」二次報告（参考資料 4）が了承された。

また、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループを設置し、平成 22 年に国語分科会において取りまとめられた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改定に関する検討を行っている。

2. 今後の課題

○ 国語分野：国語課題小委員会について

国語分科会で今後取り組むべき国語施策に関する課題について

の検討を行う予定。

○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

令和３年度中の「日本語教育の参照枠」最終報告の取りまとめに向けて、一次報告及び二次報告の活用のための手引き等の作成について検討を行うとともに、今年度に引き続き「標準的なカリキュラム案」等の改定に向けた検討を行う予定。

著作権分科会における審議状況と今後の対応

1. 今期の審議状況

- 令和2年6月に「基本政策小委員会」、「法制度小委員会」及び「国際小委員会」を設置し、各小委員会において審議を行った。
- 基本政策小委員会において審議を行った「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」及び法制度小委員会において審議を行った「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）」については、令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめ、所要の制度整備等を行うべき旨を提言した。
- ※ その後、本報告書に基づく「著作権法の一部を改正する法律案」が令和3年3月5日に閣議決定され、第204回通常国会に提出された。
- 文化審議会著作権分科会報告書の内容及び各小委員会における審議状況は次のとおりである。

（1）文化審議会著作権分科会報告書（令和3年2月3日）について

①放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化について

放送番組のインターネット同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組であり、その推進のためには、これまで以上に迅速・円滑な権利処理を可能とする必要がある。

このため、令和2年8月末に総務省においてとりまとめられた放送業界の要望をもとに、同年9月以降、文化審議会著作権分科会基本政策小委員会のワーキングチームにおいて、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に議論を進め、最終的には、令和3年2月3日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめた。

報告書では、同時配信等に当たって想定される様々な課題に総合的に対応する観点から、①権利制限規定の同時配信等への拡充、②許諾推定規定の創設、③同時配信等に係るレコード・レコード実演の利用円滑化、④リピート放送の同時配信等に係る映像実演の利用円滑化、⑤裁定制度の改善という5点の措置について、具体的な制度設計等を示しており、これによって視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となることが期待される。

② 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）について

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化した。

これを受け、令和２年８月以降、文化審議会著作権分科会法制度小委員会のワーキングチームにおいて、幅広い関係者からのヒアリングを行った上で集中的に議論を進め、最終的には、令和３年２月３日に文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめた。

報告書では、①入手困難資料へのアクセスの容易化のための国立国会図書館によるインターネット送信の実施（著作権法第３１条第３項関係）、②各図書館等による図書館資料の送信サービスの実施（著作権法第３１条第１項第１号関係）という２つの課題について、具体的な制度設計等を示しており、これによって権利者の利益保護に十分配慮しつつ、デジタル・ネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスが充実することが期待される。

（２）「基本政策小委員会」における審議状況について

①私的録音録画補償金制度の見直し、②デジタル時代に対応した著作権施策の在り方、③その他（授業目的公衆送信補償金制度・インターネット上の海賊版対策を中心とする令和２年著作権法改正）について、検討を行った。

① 私的録音録画補償金制度の見直しについて

私的録音録画補償金制度については、知的財産推進計画２０２０において、「新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020 年内に結論を得て、2020 年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる」とされている。

これを受け、基本政策小委員会では、昨年度から行われている関係府省庁（内閣府・文化庁・経済産業省・総務省）における検討状況等の報告を受け、意見交換を行った。引き続き、関係府省庁における検討状況等を注視しつつ、必要に応じて、来年度以降、改めて議論を行うこととする。

② デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について

デジタル・ネットワーク技術の更なる発展を背景にして、コンテンツの創作・流通・利用を巡る状況が大きく変化しつつある状況を踏まえ、知的財産推進計画２０２０において、「デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020 年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。

これを受け、基本政策小委員会では、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方について、これまでの著作権法改正等の経緯と今後の検討スケジュールなどを確認の上、議論を行った。

知的財産戦略本部においては、令和2年8月に「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」を設置し、関係者からのヒアリングを行いつつ、具体的な課題・ニーズの抽出やそれを踏まえた検討の方向性を整理すべく議論が行われていたところ、令和3年3月に同タスクフォースの有識者委員による議論を整理した中間とりまとめがなされた。本とりまとめは、あくまで、有識者によるタスクフォースとして、現時点での課題及び考えられる検討の方向性等を整理したものであり、今後、幅広い関係者の意見を丁寧に聴取の上で、政府としての方針が定められることとなっている。

③ その他について

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に関し、①新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた、令和2年度における早期施行（令和2年度に限って補償金額を無償とする特例）、②令和3年度以降の有償での本格実施に向けた補償金額の認可や財政支援の状況等について、それぞれ報告を受け、意見交換を行った。

インターネット上の海賊版対策を中心とする令和2年著作権法改正に関し、①「リーチサイト対策」（令和2年10月1日施行）、②「侵害コンテンツのダウンロード違法化」（令和3年1月1日施行）について、それぞれ、関係団体による取組や文化庁における普及啓発等の実施状況を含めて報告を受け、意見交換を行った。あわせて、文化庁において実施している著作権教育・普及啓発全体の状況についても報告を受け、意見交換を行った。

（３）「法制度小委員会」における審議状況について

①独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンシーの対抗制度、②研究目的に係る権利制限規定の創設について、検討を行った。

① 独占的ライセンシーに対する差止請求権の付与及び独占的ライセンシーの対抗制度について

今年度も法制度小委員会の下にワーキングチームを設置し、昨年度に引き続き、「独占性の対抗制度」及び「独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度」の導入について検討を行った。その審議経過等については、「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム審議経過報告書」（令和3年1月13日）として取りまとめられ、小委員会に報告された。

② 研究目的に係る権利制限規定の創設について

昨年度の小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：財団法人ソフトウェア情報センター）が実施された。

この調査研究によって、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになった一方で、調査研究報告書では、（i）さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、（ii）国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされた。

これを受け、今年度は、まず、上記（i）（ii）の点に関して新たな調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、法制度小委員会において、制度設計等に関する議論を深めることとした。

※ 調査研究については、令和3年2月より、上記（ii）に関して、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」が実施されている。

（４）「国際小委員会」における審議状況について

① 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

世界知的所有権機関（W I P O）の著作権等常設委員会（S C C R）では放送条約等に関する議論が進められているところ、S C C Rへの対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うための「放送条約の検討に関するワーキングチーム」を設置し、昨年度整理された論点と検討順序に従って、放送・有線放送実務の有識者からのヒアリングを交えて議論を行った。

また、S C C Rの議題となっている公共貸与権調査の提案に関して、諸外国における公共貸与権制度について有識者からヒアリングのうえ、議論を行ったところ、当該制度が途上国に与えるメリットや貸出書籍の電子化にどのように対応していくのかを注視すべきとの意見や、当該制度は著作権制度よりも各国独自の文化政策との繋がりが深いのではないかと指摘があった。

② 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁による海外における著作権保護の取組として、地域の著作権制度の整備を目的とするW I P Oへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」、権利執行の強化を目的とする二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、調査研究事業、

普及啓発を目的とするアジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力事業の実施状況について報告が行われた。また、民間団体による海賊版対策の取り組みについて発表が行われた。

(参考)

審議状況の詳細については、文化審議会著作権分科会（第60回）（令和3年2月3日開催）における報告内容を参照。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/60/index.html>

2. 今後の対応

- 私的録音録画補償金制度の見直しや、デジタル時代に対応した著作権施策の在り方、研究目的に係る権利制限規定の創設など、今年度の検討の結果、引き続き検討が必要とされた課題を中心に、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

文化財分科会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 第20期文化審議会文化財分科会における答申状況

第20期文化審議会文化財分科会（令和2年4月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、地域計画・文化財保存活用計画の認定等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,400件の答申を得た。

指定・選定等	98件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 ・ やさかじんじやほんでん 八坂神社本殿 等	19件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 ・ きんま おおたにはやと 蒟醬 大谷早人 等	2件
重要有形民俗文化財の指定 ・ あげお つみた はたさくようぐ 上尾の摘田・畑作用具	1件
重要無形民俗文化財の指定等 ・ ほうじょうづはちまんぐうさい ひきやま つきやまぎょうじ 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事 等	5件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の指定等 ・ さいのおはいじあと 斎尾廃寺跡	60件
重要文化的景観の選定 ・ か が かいがんち いき かいがんさほうりんおよ しゅうらく ぶんかてきけいかん 加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観 等	6件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 ・ たかおかしよしひさでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞん ちく 高岡市吉久伝統的建造物群保存地区 等	3件
選定保存技術の選定及び保持者の認定等	2件

・能装束製作 佐々木洋次 等	
登録・記録選択等	4 5 8 件
登録有形文化財（建造物）の登録	4 3 2 件
・旧機那サフラン酒製造本舗主屋 等	
登録有形文化財（建造物）の抹消	1 6 件
・佐藤柳治家住宅土蔵 等	
登録有形民俗文化財の登録	2 件
・鞆の鍛冶用具及び製品 等	
登録記念物の登録	6 件
・和泉市久保惣記念美術館茶室庭園 等	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択	2 件
・用瀬の流しびな 等	
現状変更等	1, 8 0 6 件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	7 件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	4 件
特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物の現状変更の許可	1, 7 9 2 件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	3 件
文化財保存活用地域計画・重要文化財保存活用計画等	3 8 件
文化財保存活用地域計画の認定	1 4 件
重要文化財（建造物）の保存活用計画の認定	3 件

重要文化財（美術工芸品）の保存活用計画の認定	1 件
史跡名勝天然記念物の保存活用計画の認定	1 9 件
登録有形文化財（建造物）保存活用計画の認定	1 件

○昨年 1 0 月に、文化財分科会の下に設置されている企画調査会で、無形文化財及び無形の民俗文化財の保存及び活用の在り方等について調査することとなり、昨年 1 2 月まで 5 回の審議を行い、本年 1 月 1 5 日に企画調査会報告書（～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～）をとりまとめた。

○令和 3 年 3 月 2 3 日、高輪築堤の保存について、文化庁長官宛てに建議を行った。

（建議の内容）

- ・高輪ゲートウェイ駅前の開発の際に発見された高輪築堤は非常に重要な遺跡であり、現地保存されれば、国の史跡として指定するに値するものと考えられる。
- ・国、都、区、所有者（事業者）におかれては、本遺跡の史跡指定を目指して、各自それぞれが、保存・調査等の必要な準備・取組を速やかに進めることを切に求める。

2. 今後の課題

○ 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

○国宝（建造物）の指定

やさかじんじゃほんでん

八坂神社本殿 1 棟

【所有者】

しゅうきょうほうじんやさかじんじゃ

宗教法人八坂神社（京都府京都市）

八坂神社は、京都市街の中心部、^{しじょうどおり}四条通の東端に位置する。^{えきびょうたいさん}疫病退散を祈願する^{ぎおん}祇園信仰の^{そうほんしゃ}総本社で、現在の本殿は^{とくがわいえつな}四代將軍徳川家綱により、^{じょうおう}承応3年（1654）の建立である。
^{いりもやづくり}入母屋造で、^{ひさし}両側面と背面に^{ひさし}庇をつけた独特の外観をもつ。^{もや}身舎は奥側の^{ないないじん}内々陣と前側の^{ないじん}内陣に区画し、それぞれ正面に^{とお}3間通しの^{とお}棚を設けて他に例を見ない。^{げじん}身舎の四周には外陣がまわり、正面に^{らいどう}礼堂が取り付いて、ここまでが^{ひわだぶき}入母屋造、^{ひわだぶき}檜皮葺の大屋根に収まる。さらに庇をつけて規模を拡張するのは、平安時代の建築の方法で、側面の庇は小部屋に分かれている。この本殿の形式は、鎌倉時代には成立していたことが明らかである。八坂神社本殿は、平安時代の建築の空間構成を伝え、中世の信仰儀礼と建物の関係をよく示しており、こうした伝統を継承した建物として、江戸時代前期に建立されたことは我が国建築史上、高い価値を有する。また、この本殿が、^{ぎおんまつり}祇園祭を担う人々によって現在まで維持されてきたことには、深い文化史的意義が認められる。



○史跡の指定

やかたいせき 屋形遺跡

【所在地】

岩手県釜石市

屋形遺跡は、三陸沿岸南部の唐丹湾南岸、標高約30mの海岸段丘上に立地する縄文時代の集落である。平成27年に東日本大震災後の復興事業に伴う発掘調査で縄文時代中期末から後期初頭を主体とする^{たてあなたてもの}竪穴建物と貯蔵穴とともに、三陸沿岸では類例の乏しい同時期の貝塚が検出された。

居住域とみられる段丘上の平場部分から竪穴建物と貯蔵穴が多数みつき、斜面地は捨て場として利用されている。貝塚から出土した動物遺存体は、^{いぞんたい}岩礁性二枚貝のムラサキインコが最も多く、魚類は内湾の岩礁域に生息する根魚が多い。そのため、本遺跡の生業は、これらの魚介類を対象とした湾内での採集・漁撈が中心であったとみられる。出土遺物は縄文時代前期と中期末から後期初頭にかけての土器、^{せきぞく}石鏃・^{いしさじ}石匙・石皿などの石器類、土偶や石棒などの祭祀遺物、釣針や骨篋などの骨角器が多い。オオツタノハなどの^{なんかいさん}南海産貝類や天然アスファルトが付着した二枚貝、黒曜石製石器など、遠隔地との交流を示す出土品もみられ、当時の交流範囲を知ることができる。

三陸沿岸では数少ない縄文時代中期末から後期初頭の貝塚を伴う集落であり、貝塚から出土した様々な遺物から当時の自然環境と生業の変遷を知ることができる稀有な遺跡である。



○重要無形民俗文化財の指定

ほうじょうづはちまんぐうさい ひきやま つきやまぎょうじ 放生津八幡宮祭の曳山・築山行事

富山県を代表する大規模な祭礼行事の一つであり、当地の曳山行事の形態は、近世後期以降、富山湾沿岸の港町に伝播し、放生津型曳山文化圏を形成している。富山県の曳山行事は、花傘山と呼ばれる傘鉾の形態をとるものが多く、「高岡型」と「放生津型」の二系統に分類される。前者の典型例として「高岡御車山祭の御車山行事」（高岡市）をすでに指定しているが、本件の曳山行事は、後者の典型例として位置づけられる。一方、築山行事は、全国的にも類例が少ない臨時の置山おきやまの行事で、曳山行事とともに伝承されていて貴重である。北陸地方における祭礼行事の地域的展開や我が国における山・鉾・屋台行事の変遷を理解する上で重要である。

本件は、富山県射水市にある放生津八幡宮の秋季祭礼に行われ、13基の曳山が市内を揃って巡行する「曳山行事」と、放生津八幡宮の境内に臨時の山を置き、神仏の人形などを飾る「築山行事」から構成される。江戸時代を通じて、この2つの「山」行事が伝承され、現在に至る。

曳山行事は、昼間は、花傘や人形などで美しく飾られた「花山」^{はなやま}、夜は、四方を数多くの提灯で四角く囲んだ「提灯山」^{ちようちんやま}となり、旧新湊市街地を賑やかに巡行する。

一方、築山行事は、山に見立てた雛壇様の築山台に海上から神霊を迎えて祀った後、主神と四天王の人形を安置し、その前方に、飾人形と称して、地域ゆかりの人物や歴史に取材した場面を、毎年趣向を凝らして表現し、一般に公開する。



文化審議会 企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

<概要>

令和3年1月15日

1. 文化財を取り巻く現状と課題

(1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われないおそれのある危機的な状況**
- 制作後50年を経過していない美術作品について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、**これまで文化財保護法の対象とされていない**。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く**海外に流出するものも散見**

(2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など**現時点では価値付けが定まっていない分野**や、**歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

① 必要性

- 平成18年に**ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われないおそれのある危機的な状況**

② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

(2)多様な文化財の保存・活用について

①必要性

ア. 生活文化等

- 生活文化**は、**我が国の多様な文化を表すもの**として、**積極的に保存・活用や振興**を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

イ. 現代の美術作品

- 第2次世界大戦後（現代）の美術作品**に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され**海外に流出**するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、**積極的に文化財として価値を共有する**ことが期待される

②具体的な方策

ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに**、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの**実態を調査**しつつ、登録制度の活用など**文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施**

イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、**文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策**を検討していくべき

(3)地方公共団体における登録制度について

①必要性

- 地域計画の策定等の過程で**新たに把握される未指定の文化財**について、地方公共団体が**積極的に保存・活用を進められるようにすることが必要**

②具体的な方策

- 地方公共団体が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組を進められるよう、**文化財保護法上の制度として地方登録制度を位置付け**、地方の創意により活用できるようにすることが適当

3. 今後に向けて

文化庁の組織体制や文化財分科会の専門調査会等の審議体制を整えるとともに、以下の取組を進めていくことが必要。

- (1) 指定文化財の確実な保護（指定文化財の確実な保護、登録制度の積極的な運用）
- (2) 地域の実施への期待（市町村における地域計画の策定の促進、地域における体制の充実）
- (3) 生活文化等に関する調査等の取組（保存・活用に向けた調査の速やかな実施）

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

(50音順・敬称略)

- ・ 岩崎 奈緒子 京都大学教授
- ・ 甲斐 昭光 兵庫県教育委員会事務局文化財課長
- ◎・ 小島 孝夫 成城大学文芸学部教授
- ・ 児島 やよい キュレーター、明治学院大学非常勤講師
- ・ 齊藤 裕嗣 東京文化財研究所客員研究員
- ・ 島谷 弘幸 九州国立博物館長、
文化審議会文化財分科会長
- ・ 滝 久雄 株式会社ぐるなび取締役会長・創業者、
公益財団法人日本交通文化協会理事長、
株式会社エヌケービー取締役会長・創業者
- ・ 竹内 由紀子 女子栄養大学准教授
- ・ 都竹 淳也 飛騨市長
- ・ 鍋島 稲子 台東区立書道博物館主任研究員
- ・ 松田 陽 東京大学准教授

◎：企画調査会長 ○：企画調査会長代理

令和3年3月23日

文化庁長官

宮田 亮平 殿

高輪築堤の保存について（建議）

文化審議会文化財分科会長

島谷 弘幸

高輪ゲートウェイ駅前の開発の際に発見された高輪築堤について、本日、改めて詳細に報告を受けた。当該報告によれば、鉄道創業期の遺構が良好に残っており、今後、本審議会において具体的かつ詳細に検討を進めれば、明治日本の近代化に関する遺跡として、産業史、鉄道史、土木史上、非常に重要なものであり、現地に保存すべきものであるとの判断に至る蓋然性が高いものと思料する。

特に、第七橋梁部とその両側の築堤部分は、錦絵にも描かれた橋と土手からなる築堤の特徴をよく示す場所であり、かつ、遺構の残りも良好な部分であると考えられる。我が国近代の歴史を理解するうえで欠くことができない国民的な文化遺産であることから、当該部分が現地保存されれば、国の史跡として指定するに値するものと考えられる。

現在、高輪築堤については、所有者が設置する有識者会議の検討や、所有者及び自治体との協議が行われているとのことであるが、本遺跡の保存については緊急的に取り組む必要性があると考えことから、文化財分科会においても、建議を取りまとめることとした。

国、都、区、所有者（事業者）におかれては、本遺跡の史跡指定を目指して、各自それぞれが、保存・調査等の必要な準備・取組を速やかに進めることを切に求める。

文化政策部会における審議状況と今後の課題

1. 審議状況

1. 政策群別ワーキンググループ <令和2年8月～9月>

平成30年3月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第1期）（以下「基本計画」）のフォローアップとして、重点テーマである以下の施策に関するワーキンググループを設置し、議論を行った。

（1）文化資源を活用した付加価値創出（観光等）

- 文化財多言語解説整備事業
- 日本が誇る先端技術を活用した日本文化の魅力発信
- Living History（生きた歴史体験プログラム）事業

（2）文化芸術による共生社会の実現

- 障害者による文化芸術活動推進事業

（3）日本語教育の振興

- 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- 日本語教室空白地域解消の推進等
- 日本語教育の先進的取組に対する支援等

2. 食文化ワーキンググループ <令和2年9月～令和3年3月>

「文化芸術基本法」において振興すべき生活文化として例示される「食文化」に関する政策について検討を行うためにワーキンググループを設置し、議論を進め、令和3年3月に報告書を取りまとめた。

3. アート市場活性化に関するワーキンググループ<令和3年2～3月>

ポストコロナ時代における、我が国のアート市場の活性化に向けた課題を整理し、必要な政策的対応等を検討するためにワーキンググループを設置し、議論を進め、令和3年3月に報告書を取りまとめた。

2. 今後の課題

令和３年度に「文化芸術基本計画（第１期）」の中間評価を実施し、同年度以降の第１期計画に基づく施策の推進や、第２期計画の策定に関する検討を進める。

美術品補償制度部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

- 文部科学大臣は、美術館における展覧会の主催者と、「補償契約」（展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約）を締結しようとする場合に、文化審議会の意見を聴くこととされている（展覧会における美術品損害の補償に関する法律）。

対象となる展覧会は、不特定かつ多数の者に鑑賞機会を提供するものであり、美術品の評価額の合計が 50 億円を超えるものであること等の要件が付されている。

- 今期の美術品補償制度部会では、新型コロナウイルスの影響に伴い、契約期間の変更申請のあった以下の展覧会 2 件について、補償契約の変更を行うことが適当である旨の答申を行い、契約を締結した。

No.	展覧会名	開催施設（開催期間）
1	コートールド美術館展 魅惑の印象派	東京都美術館 （令和元年 9 月 10 日～令和元年 12 月 15 日） 愛知県美術館 （令和 2 年 1 月 3 日～令和 2 年 3 月 15 日） 神戸市立美術館 （令和 2 年 3 月 28 日～令和 2 年 6 月 21 日） ※感染症の影響により、以下の通り変更 東京都美術館 （令和元年 9 月 10 日～令和元年 12 月 15 日） 愛知県美術館 （令和 2 年 1 月 3 日～令和 2 年 3 月 1 日）
2	ピーター・ドイグ展	東京国立近代美術館 （令和 2 年 2 月 26 日～令和 2 年 10 月 11 日） ※感染症の影響による中止期間：令和 2 年 2 月 29 日～令和 2 年 6 月 11 日

2. 今後の課題

- 引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行い、併せて本制度の更なる推進を図るため、制度の改善方策について検討を行う予定。

世界文化遺産部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 世界文化遺産部会の調査審議について

① 令和2年度の世界文化遺産の推薦候補選定

本部会においては、例年、当該年度の世界文化遺産の推薦候補選定を行っている。しかしながら、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響から世界遺産委員会の延期が決定されたことを受け、諮問そのものが行われなかった。なお、令和4年度までの推薦希望を表明した資産については、内容の確認を行い、自治体に対して課題を提示した。

② 我が国における世界文化遺産の今後の在り方について

11月に、文部科学大臣より、「我が国における世界文化遺産の今後の在り方について」諮問を受け、下記の事項について総合的な議論を行い、第一次答申としてとりまとめた。

【答申骨子】

- 一. 世界遺産一覧表への記載の意義
- 二. 世界文化遺産の持続的な保存・活用等
- 三. 世界遺産一覧表の充実に向けた取組

2. 今後の課題

- 引き続き、世界遺産条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。なお、「我が国における世界文化遺産の今後の在り方について」は、第一次答申を踏まえつつ、暫定一覧表の見直しについて議論を進め、最終的な答申をまとめる予定。

無形文化遺産部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 無形文化遺産部会の調査審議について

本部会においては、令和2年度の無形文化遺産提案候補について、「風流踊（ふりゅうおどり）」を選定することを答申した。「風流踊」は昨年度提案した案件の再提案で、「チャッキラコ」の拡張提案として「綾子踊（あやこおどり）」を含む41件の国指定重要無形民俗文化財で構成される。

なお、本部会で平成30年度に答申した「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」について、令和2年12月に開催された第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会において記載が決定された。

2. 今後の課題

○ 引き続き、無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

博物館部会における審議状況と今後の課題

1. これまでの審議状況

○ 博物館部会においては、コロナ禍の状況も踏まえた博物館振興在り方について審議を行ったほか、学芸員制度及び博物館法制度の在り方についても審議を行った。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回（令和2年6月26日） <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における博物館の現状や対策について情報共有・報告 ➤ 第2回（令和2年7月28日） <ul style="list-style-type: none"> ・ ポストコロナの時代における博物館振興の在り方 ・ 次年度予算に向けた議論 ➤ 第3回（令和2年9月3日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学芸員等に対する研修の現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第4回（令和2年11月5日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館に求められる現代的課題とその実行体制 ➤ 第5回（令和3年1月13日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方 ➤ 第6回（令和3年1月24日） <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループの設置 ➤ 第7回（令和3年3月24日） <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループにおける審議状況について |
|--|---|

○ また、部会における審議を踏まえ、令和3年2月に博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、博物館法制度の在り方について具体的な検討を進めている。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1回（令和3年2月9日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度の在り方に関する論点 ・ 登録制度の枠組み ➤ 第2回（令和3年2月24日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録制度の枠組み ・ 登録制度における審査と評価 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 第3回（令和3年3月5日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録制度の枠組み ・ 学芸員制度 |
|---|--|

2. 今後の課題

○ 引き続き、法制度の在り方に関するワーキンググループにおける議論も踏まえ、博物館部会として博物館法制度の在り方に関する議論のとりまとめを行う予定。